

原子力発17272号
平成29年11月15日

愛媛県 防災安全統括部長
高橋 正浩 殿

四国電力株式会社
執行役員 原子力本部
原子力部長
黒川 肇 一

伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書の提出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、伊方発電所3号機においては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第57条第2項の要求により、更なる信頼性を向上することを目的とし、重大事故等対処施設として所内常設直流電源設備（3系統目）を設置することとしております。この度、本設備の設置について「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の8に基づき、発電用原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、ご連絡いたします。

敬 具

別添資料

1. 伊方発電所3号機 所内常設直流電源設備（3系統目）工事概要

伊方発電所 3号機 所内常設直流電源設備（3系統目）工事概要

- 伊方発電所3号機については、新規制基準により、全交流電源喪失時に必要な監視計器等へ給電するための直流電源設備として、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）を設置し、加えて可搬型直流電源装置（75kVA 電源車と可搬型整流器を組み合わせたもの）を配備している。
- 今回、新規制基準の要求により、さらなる信頼性確保のため3系統目の直流電源設備として「所内常設直流電源設備（3系統目）」を非常用ガスタービン発電機建屋内に追加設置する。
- 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置は、新規制基準により、本体設備の工事計画認可（平成28年3月23日）から5年以内と定められており、本設備は平成32年度の完成を予定している。

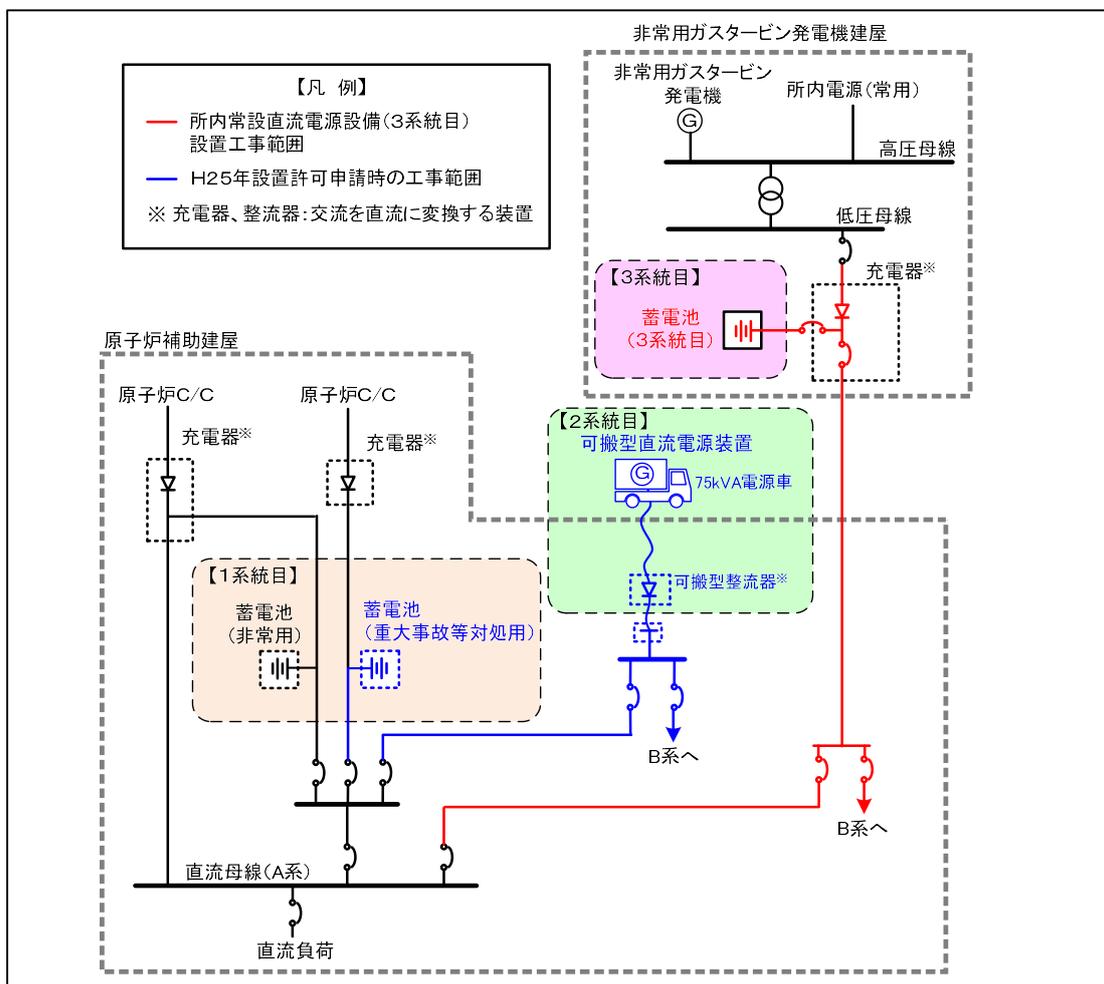


図1 給電系統図

表1 所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事 概略工程

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事	▽設置	変更許可申請	設置期限(H33.3)▽	
		工事計画の審査、設置工事		